

情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

☎ 0422-44-6600 情報課

情報公開制度

市では、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。市の情報公開制度は、すべての人（法人を含む）が利用でき、市のすべての組織で作成・受領した情報が公開の対象となります。

部門別の情報公開決定件数と処理状況

令和7年度は156件の情報公開請求がありました。

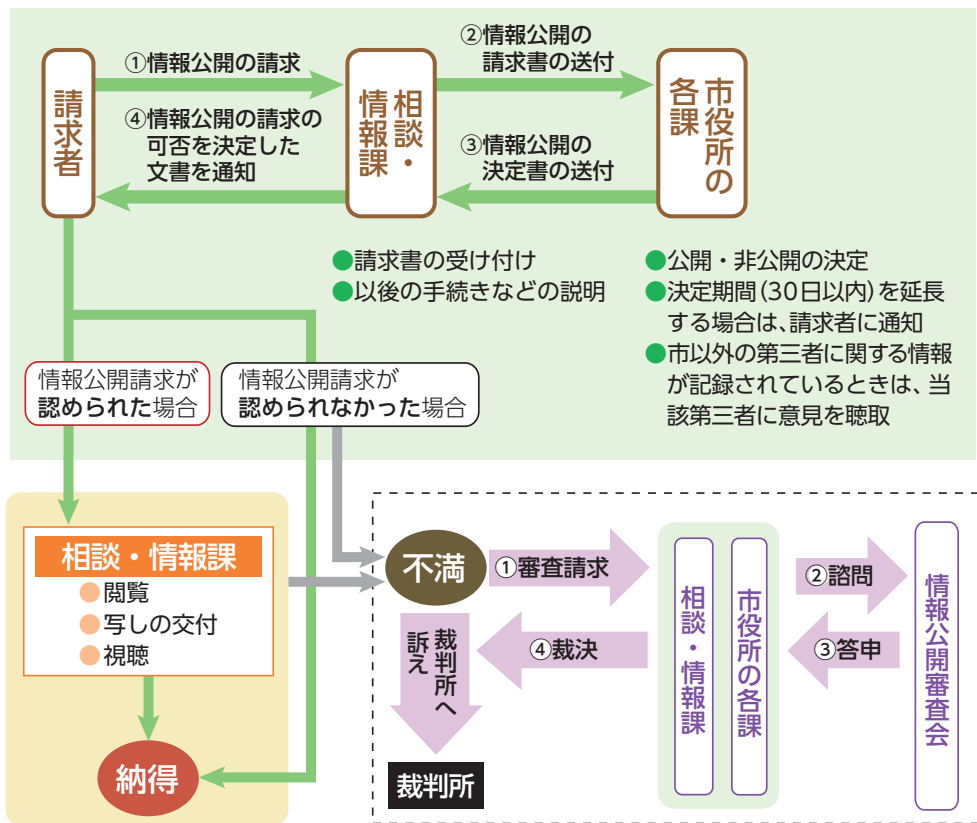
実施機関	決定件数	処理状況					審査請求
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	168	102	48	1	17	8	1
教育委員会	52	22	12	1	17	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計	220	124	60	2	34	9	1

※1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があるため、請求件数とは一致しません。取り下げ件数は決定件数には含まれません。

個人情報保護制度

市では、皆さんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有していますが、個人情報や特定個人情報（※）を保護するため、収集する情報の内容やその利用・管理の方法などについてのルールを定めています。また、情報セキュリティマネジメントシステムの認証の取得や特定個人情報保護評価の実施により、適正な運用を図っています。
※マイナンバーを内容に含む個人情報のこと。

情報公開の仕組み



自分の個人情報はどうに管理されているの？

自身の個人情報がどのように管理されているのを知りたい場合は、個人情報の開示請求を行うことができます。7年度は53件の開示請求がありました。

なお、市議会における個人情報保護制度の運用状況は、三鷹市議会HPに掲載しています。



市民会議などの公開状況

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。令和7年度の公開状況は下表の通りです。

☎ 0422-44-6600 情報課

傍聴などの状況 傍聴があった会議数＝21会議、傍聴人延べ人数＝160人

区分	会議数・回数	構成比
対象となる市民会議・審議	55会議 ※1	
公開	44会議	80.0%
一部公開	6会議	10.9%
非公開	5会議	9.1%

区分	会議数・回数	構成比
会議の延べ開催回数 ※2	148回	
公開	123回	83.1%
一部公開	14回	9.5%
非公開	11回	7.4%

※1 一つの会議で、議題により公開・非公開が分かれる場合があるため、公開・一部公開・非公開件数の合計とは一致しません。

※2 回数は、延べ402回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ230回)と障がい支援区分判定等審査会(延べ24回)を除いています。

『三鷹市市税条例』の一部を改正しました



☎ 0422-29-9194 市民税課 ①～④ ☎ 0422-29-9197 資産税課 ⑤⑥ ☎ 0422-29-9199 資産税課 ⑦

地方税法などの改正に伴い、同条例の一部を改正しました。主な改正内容は次の通りです。

個人市民税

①住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長

個人住民税の同税額控除の特別控除について、適用期限を令和12年入居分まで5年間延長します。

②優良住宅地の造成などのために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例

特例の適用期限について、3年延長し、12年度までにします。

③暗号資産取引に対する分離課税の導入および繰越控除制度の創設

特定暗号資産の譲渡所得などについて、他の所得と分離して20%の税率で課税する分離課税を導入するとともに、損失の3年間の繰越控除を可能とします。

④医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期限の延長

同税制について、スイッチOTC医薬品(例：ロキソニンなど)の適用期限を撤廃するとともに、その他の対象医薬品の適用期限を14年度まで延長し、対象医薬品の範囲を見直します。

※①②は土砂災害特別警戒区域内の場合を除きます(10年1月1日から適用)。

固定資産税・都市計画税

⑤固定資産税の免税点の見直し

9年度以降、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円にそれぞれ引き上げます。家屋については、都市計画税も同様の免税点になります。

⑥再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置の見直し

同発電設備に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を11年3月31日まで延長し、対象となる太陽光発電設備およびバイオマス発電設備の要件を見直します。

⑦バリアフリー改修工事を行った家屋に対する固定資産税などの減額措置の拡充

同工事を行った家屋のうち、主に実演芸術公演施設に対する固定資産税などの減額措置の適用対象を拡大し、適用期限を11年3月31日まで延長します。